

# 一般社団法人日本江蘇總商会

## 定款

(令和8年2月改訂)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本江蘇總商会と称し、英文表記は JIANGSU CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN (略称 CCSJ) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在日中国江蘇省出身の華僑華人が経営する企業及び江蘇省と関わりがある企業の相互協力並びに日中経済交流を促進し、在日各華人組織との連携を強め、よって会員企業の発展と地域経済の発展に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互交流及び親睦のための事業
- (2) 日本と中国の経済分野をはじめとする各方面で活躍している関連団体、機構等との相互交流のための事業
- (3) 世界各国の経済団体、とりわけ華僑華人経済団体との相互交流のための事業
- (4) 海外視察、研修会、セミナー及び講演会等の実施
- (5) 会報の発行
- (6) その他この法人の目的に合う事業と活動

### 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員：日本で経済、経営活動を行う江蘇省出身の華人華僑が経営する企業または運営する団体、及び江蘇省と関わりがある企業または個人で、本会の目的に賛同し入会した者。
  - (2) 賛助会員：本会の事業を援助するために入会した企業または個人。
- 2 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の権限)

第6条 会員は本会の事業活動に優先的に参加する権利を有する。

- 2 正会員は、社員総会に出席し、意見を述べることにし、また各種議案の決議に際し、議決権を行使することができる。

3 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（経費等の負担）

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。
- 3 既納の会費及びその他納金は返還しない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 社員総会の同意があったとき。
- (7) 見做し退会と理事会が決議したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第9条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

（退会）

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

（除名と見做し退会）

第11条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為を行い、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を見做し退会とする。
  - (1) 会費を1年以上滞納し、再三の催促にも拘わらず納付を拒み続けるとき。
  - (2) 会費を1年以上滞納し、提出された連絡先または担当者に連絡が着かないとき。

(3) 無断で本会の名称、登録商標、会章を乱用し、再三の警告にも従わないとき。

3 除名または見做し退会とされた会員の未納会費は本会に対する債務とし、理事会がその債務の放棄決議をしない限りは消滅しない。

(会員名簿)

第12条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

#### 第4章 社員総会

(社員総会)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、理事会が必要と認めた時に開催する。

(社員総会の構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開会の日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(総会決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、一般法人法第49条第2項の決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(議決権の数)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が社員総会に出席できないときは、当該社員総会において議長を選出することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員等

### (役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

理事3名以上（法定理事）

監事1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は理事会の決議によって正会員である理事の中から選任する。

### (理事の職務権限)

第23条 代表理事は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### (役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

### (取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

## 第6章 理事会及び執行理事会

### (理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解任
- (4) その他本会の組織、運営及び管理に係る重要事項の決定

### (理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

### (理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

### (理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### (執行理事会の設置)

第34条 本会の日常運営を強化するために、理事会は第21条で定める法定理事の外に、会員の中から執行理事を選任し、決議によって法定理事と共に執行理事会を構成する。

- 2 理事会の決議によって法定理事及び執行理事の中から、会長1名、常務副会長、副会長、常務理事等の役職複数名を選任することができる。
- 3 執行理事会の会長は代表理事とする。
- 4 会長の推薦を受け、理事会の承認によって名誉会長等の名誉職を置くことができる。名誉職は、会長の顧問とし、重要会務について意見陳述又は勧告することができる。
- 5 常務副会長は、理事会の決定に従い、本会の業務を分担して管掌する。
- 6 副会長、常務理事及び執行理事は、会長または常務副会長から委任された一部の業務を執行する。
- 7 執行理事の任期は、理事の任期と同じとする。

- 8 執行理事会の任務ならびに執行理事会の組織及びその運営に係る必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(事務局の設置)

第35条 本会の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の推薦を受け、代表理事がこれを任命する。
- 3 事務局は、事業計画及び収支予算に基づき、理事会、執行理事会の指示に従い、本会の日常事務を処理し、理事会、執行理事会に対して責任を負う。
- 4 事務局の構成及びその運営と管理に係る必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの期間とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 剰余金の扱いと解散及び残余財産の帰属

(剰余金の扱い)

第39条 本会は、剰余金の配分は一切行わない。

(解散)

第40条 本会は、法令で定められた事由により解散する。

- 2 前項の解散の決議、その他一般法人法第49条第2項に掲げる事項の決議は、総会に於いて総社員の議決権の3分の2以上の同意をもって行う。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都江東区豊洲2丁目5番2-203号 仇 福根

東京都江戸川区平井6丁目52番5-602号 栗原 永実

(設立時役員)

第44条 本会の設立時代表理事、理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事及び代表理事(会長)

東京都江東区豊洲2丁目5番2-203号 仇 福根

設立時理事

東京都葛飾区立石2丁目13番3-1103号 王 述設

横浜市都筑区大丸7丁目2 張 于藍

東京都墨田区横川二丁目3番2号 蔣 馳

東京都江戸川区平井6丁目52番5-602号 栗原 永実

設立時監事

東京都港区芝1丁目2番1-2405号 沈 高平

(最初の事業年度)

第45条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成31年11月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本江蘇總商会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年12月18日

設立時社員 仇 福根

設立時社員 栗原 永実

## 改訂履歴

- 1 この定款は、本会の設立日（平成 30 年 12 月 27 日）から施行する。
- 2 下記改訂内容を含むこの改正定款は令和 8 年 2 月 20 日の社員総会で議決され、直ちに施行する。
  - (1) 第 4 条（事業）第 1、第 2、第 3 号を本会目的により沿う内容に変更
  - (2) 第 6 条（会員の権限）各項の追加（以下各条番号が繰り下げる）
  - (3) 第 11 条（除名）に見なし退会及び未納会費についての規定の追加
  - (4) 第 21 条（役員）第 1 項に規定する役員の数の変更
  - (5) 第 6 章に執行理事会に関する記述の追加
  - (6) 第 29 条（理事会の権限）に代表理事の選定及び解職、その他決定事項に関する記述の追加
  - (7) 第 33 条（理事会規則）の削除
  - (8) 第 34 条（執行理事会の設置）各項の追加
  - (9) 第 35 条（事務局の設置）各項の追加
  - (10) 第 36 条（事業年度）の事業年度を「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間」に変更
  - (11) 第 8 章 剰余金の扱いと解散及び残余財産の帰属の各条項の追加
  - (12) その他表現の変更、用語及び書式の統一